

令和8年度ふるさと大田起業・創業支援事業補助金 募集要項

1. 目的

少子高齢化等により人口が減少し多数の地域課題が生じる中で、大田市内の主要観光地や中心市街地等での創業を支援し、地域の経済活性化、賑わい創出を図る。

2. 補助対象者

一般枠

大田市内の対象エリア（※1）において起業・創業する、大田市内に本店・本拠を置く中小企業者（※2）又は個人

特別枠

一般枠の対象エリア（※1）を除く大田市内全域において、起業・創業する、大田市内に本店・本拠を置く中小企業者（※2）又は個人のうち、産業競争力強化法における特定創業支援等事業を受ける者、申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者又は特定創業支援等事業を受けた者

※1 大田町・長久町・久手町の一部地域、大森町、三瓶町、仁摩町（仁万地区、天河内地区、馬路地区）、温泉津町（温泉津地区、小浜地区）

※2 中小企業基本法第2条第1項に定義する者

ただし、①～③のいずれかに該当する場合を除く。

①発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

②発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

3. 補助対象業種

日本標準産業分類大分類における小売業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業・娯楽業（ただし、一部業種を除く）

4. 補助対象経費

対象経費	補助率	補助上限
改修費 (原則として、市内事業者の活用が条件)	1 / 2 以内	100万円 ただし、別に定める「駅前にぎわい創出エリア」における起業・創業の場合は、補助限度額を200万円とする。 (家賃は83,000円/月を上限とする)
備品購入費		
備品リース費		
家賃		
広告宣伝費		
特定創業支援等事業の受講等に必要経費 (受講料、旅費)		
特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった (経費備品購入費、備品リース料、広告宣伝費)		

- ※1 改修費は、原則として大田市内に本店又は本拠を置く建築関連事業者により施工した場合に限り対象とします。
- ※2 市産木材を使用する場合は、大田市森林環境整備事業補助金を除いた額を補助対象経費とします。
- ※3 その他、必要書類については別紙1を参照すること。
- ※4 「駅前にぎわい創出エリア」については別紙2及び、
大田市 HP 「駅前にぎわい創出エリアについて」 | 島根県大田市公式サイト
(https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/23/594/500/10912)
を参照すること。

5. 応募要件

- (1) 支援機関（大田商工会議所、銀の道商工会）からの推薦を受け、継続的に支援機関からの支援、指導を受けることができること。
- (2) 事業を5年以上継続できる見込みであること。
※5年未満で廃業した場合、原則補助金の返還が必要となります。
- (3) 特別枠を申請する場合は、特定創業支援等事業を受ける者、申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者又は特定創業支援等事業を受けた者のいずれかであること。
- (4) 大田市税等を滞納していない者であること。

6. 審査

(1) 審査方針

有識者等により構成する審査会にて審査し、一定の基準を満たしたもののの中から数件を選定します。

(2) 審査方法

書面審査にて採択者を決定します。

(3) 審査の視点

項目	説明	配点
事業内容	実施する事業の計画、趣旨、目的等が明確か	20点
収益性・集客性	一定の収益・客数を確保し、事業の継続が見込めるか	30点
商品・サービスの特徴	商品・サービスの特徴が明確か	10点
顧客ニーズ	ターゲット・ニーズが明確か	20点
地域課題	地域課題の解消につながるか (地域活性化、賑わい創出、中心市街地の活性化など)	20点
		100点

7. スケジュール

・募集期間 令和8年7月2日(木) ～ 8月18日(火)

・審査 8月下旬 (交付決定は9月下旬を予定)

※詳細は応募者の方へ別途お知らせします。

8. 申請書類

(1) 交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書

(3) 事業の実施を証する書類(建物賃貸借契約書(写)、建築工事見積書(写)、設計図面など)

(4) 特別枠を申請する場合は、特定創業支援等事業を受けた(予定を含む)ことが分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類(チェックシート等)

9. 申請にあたっての留意事項

- (1) 大田商工会議所又は銀の道商工会を経由しての応募となります。
まずは大田商工会議所又は銀の道商工会にご相談ください
- (2) 応募の段階で、他の補助制度等の採択を受けている場合、同一内容での応募はできません。
- (3) 予算の状況に応じ、再募集を行う場合があります。

10. 問い合わせ、書類提出先

大田市役所産業振興部産業企画課

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口 1111

T E L 0854-83-8073

F A X 0854-82-9731

メール o-sangyou@city.oda.lg.jp